

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国


参加人 関西電力株式会社

被告第20準備書面

平成30年3月14日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 代

被告指定代理人 坂 本 康 博 代

檜 野 一 穂 代

西 門 純 平 代

鈴 木 和 孝 


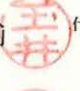
飛 田 由 華 


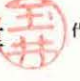
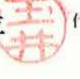
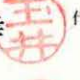


帆 足 智 典 

鈴 木 優 香 子 

望 月 一 輝 

原 田 剛 

信 藤 竜 治 
 玉 井 秀 幸 
 松 村 理 紗 
 高 橋 正 史  代
 小 林 勝  代
 小 川 哲 兵  代
 大 城 朝 久  代
 矢 野 諭  代
 仲 村 淳 一  代
 森 川 久 範  代
 海 田 孝 明  代
 熊 谷 和 宣  代
 井 藤 志 暢  代
 大 野 佳 史  代
 種 田 浩 司  代
 豊 島 広 史  代
 谷 川 泰 淳  代
 羽田野 誉  代

小野 祐 二 代
西崎 崇 徳 代
小山田 巧 代
荒川 一 郎 代
中川 淳 代
止野 友 博 代
木原 昌 二 代
山田 創 平 代
片野 孝 幸 代
村上 玄 代
照井 裕 之 代
岡本 肇 代
正岡 秀 章 代
皆川 隆 一 代
角谷 愉 貴 代
田尻 知 之 代
大塚 恭 弘 代
大浅田 薫 代

岩 田 順 一  代

鈴 木 健 之  代

三 井 勝 仁  代

佐 藤 秀 幸  代

永 井 悟  代

佐 藤 雄 一  代

藤 原 弘 成  代

目 次

第1 地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の「その際、(中略)経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」の解釈に係る原告らの主張には理由がないこと(原告ら準備書面(22)2及び3・3ないし6ページに対する反論)	7
1 地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)が、経験式によって求めた平均値の数倍程度の地震モーメントの設定を要求しているとの原告らの解釈によれば、検討用地震として選定候補となっている各地震の規模が一律に大きく設定されるだけで相対的な大小関係は変わらず、選定される複数の検討用地震が変わるといふこともなく、かかる無意味な結論を導く上記解釈には理由がないこと	7
2 基準地震動は、平均像としての地震ではなく保守的に策定されるものであり、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)に係る被告の主張によると平均値を超える地震が一切考慮されていないとする原告らの主張は誤りであること	13
第2 設置許可基準規則55条の解釈に関する原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(21)に対する反論)	16
1 設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張は、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであり、また、かかる主張を前提としても、設置許可基準規則等を総合的にみれば、十分な放射性物質拡散抑制対策が講じられていること	16
(1) 原告らの主張要旨	16
(2) 被告の設置許可基準規則55条の解釈は、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであり、原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであつて、理由がないこと	17
(3) 設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張を前提としても、設置許可基準規則等を総合的にみれば、十	

分な放射性物質の拡散抑制対策が講じられていること	18
(4) 小括	19
2 「セシウムボール」の大気中への拡散についてはいまだ確立した科学的知見 はなく、設置許可基準規則55条がその拡散抑制対策を求めているとは解され ないこと	20
(1) 原告らの主張要旨	20
(2) 「セシウムボール」の大気中への拡散についてはいまだ確率した科学的知 見はなく、設置許可基準規則55条がその拡散抑制対策を求めているとは解 されないこと	20
第3 原告らの求釈明に対する回答	22
1 原告ら準備書面(22)4(6及び7ページ)における求釈明に対する回答	22
2 原告らの2018年(平成30年)1月31日付け求釈明書における求釈明 に対する回答	22

被告は、本準備書面において、原告らの2017年（平成29年）12月18日付け準備書面(22)（以下「原告ら準備書面(22)」という。）における地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の「経験式が有するばらつき」の考慮に係る主張（後記第1）及び同年9月21日付け準備書面(21)（以下「原告ら準備書面(21)」という。）における設置許可基準規則55条に係る主張（後記第2）に対し、それぞれ反論した上で、原告らの求釈明に対して回答する（後記第3）。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の「その際、(中略)経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」の解釈に係る原告らの主張には理由がないこと（原告ら準備書面(22)2及び3・3ないし6ページに対する反論）

- 1 地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)が、経験式によって求めた平均値の数倍程度の地震モーメントの設定を要求しているとの原告らの解釈によれば、検討用地震として選定候補となっている各地震の規模が一律に大きく設定されるだけで相対的な大小関係は変わらず、選定される複数の検討用地震が変わるといふこともなく、かかる無意味な結論を導く上記解釈には理由がないこと

(1) 地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)（乙第52号証・3ページ）は、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。そして、その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」（傍点引用者）と定める。

これまで繰り返し主張したとおり、上記の「その際、(中略)経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」とは、経験式を用いて地震規模を設定する場合に、当該地域の地質調査の結果等を踏まえて設定される震源

断層に当該経験式を適用することの適否（適用範囲）を確認する際の留意点として、当該経験式とその前提とされた観測データ（データセット）との間の乖離の度合いを踏まえる必要があることを意味しているのであって、原告らが主張するように、経験式そのものの修正を求めるものではない。すなわち、経験式は、一定の観測記録のデータセットを分析した上で、そこから導き出された法則性を数式にしたものであるから、その性質上、必然的に適用範囲が存在し、経験式を用いてあるパラメータを求める際には、あらゆる場合において、「経験式の適用範囲が十分に検討され」、その際には「経験式が有するばらつき」が考慮される必要がある。したがって、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)は、このようないわば当然のことを、地震動審査ガイドの経験式の適用に係る規定としては初出となるI. 3. 2. 3(2)において、確認的に規定したものと解するのが相当である（被告第11準備書面第1の2・6ないし10ページ、同第13準備書面第1の2・6ないし8ページ、同第14準備書面第1の2・6及び7ページ、同第18準備書面第1・6ないし8ページ、同第19準備書面第4の3(2)・39及び40ページ）。

(2) ところで、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)は、同ガイドI. 3. 2「検討用地震の選定」の項に位置づけられている（下図1①参照）。

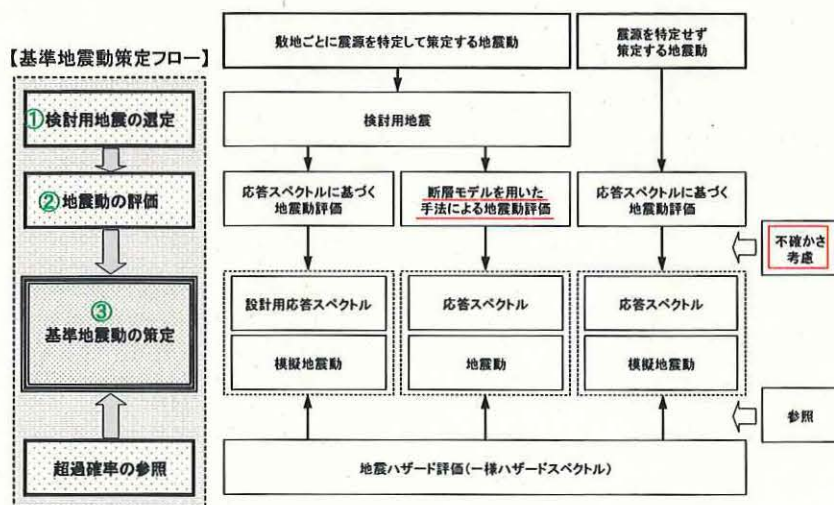


図1 地震動審査ガイド図-1の基準地震動の策定に係る審査フロー

ここに「検討用地震」とは、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震のうち、敷地に大きな影響を与えると予想される地震のことである（設置許可基準規則の解釈別記2の5二〔乙第44号証・126ページ〕）。そして、上記「検討用地震の選定」とは、「敷地周辺では『内陸地殻内地震』、『プレート間地震』及び『海洋プレート内地震』が想定されるところ、それらの地震の中から、敷地に対して相対的に大きな影響を与える地震を幾つか抽出する過程をいう。具体的には、地震規模と敷地からの距離との関係等から、敷地におけるおおよその地震動レベルを求めるなどして、敷地に大きな影響を与えると予想される地震を選定するものである。」（乙第92号証〔乙第78号証の最終改訂版〕・240及び241ページ）とされている。

このように、検討用地震の選定において、敷地に対して相対的に大きな影響を与えると評価される地震を複数選定するのは、このような地震が、基準地震動策定の過程で行われる詳細かつ具体的な地震動評価においても、おおよそ、他の地震よりも敷地に対して大きな影響を与えると考えられるためである。

この点について、玄海原子力発電所における地震動評価を例に挙げて説明する^{*1}と、九州電力は、玄海原子力発電所に関する検討用地震の選定において、「竹木場断層による地震」を最も影響が大きい地震と評価し、「城山南断層による地震」をその次に影響が大きい地震と評価して、この二つの地震を検討用地震として選定した上で（乙第93号証・92ページ）、この二つ

*1 本件各原子炉施設については二つの検討用地震を異なる手法で選定しているため、ここでは、説明の便宜上、二つの検討用地震を同一の手法で選定した玄海原子力発電所の評価を用いて説明する。

の地震を、断層モデルを用いた手法に基づいて、不確かさを考慮するなどして詳細かつ具体的に地震動評価を行い（乙第93号証・364ページ）、基準地震動を設定している。

このように、地震動審査ガイドI. 3. 2に定める「検討用地震の選定」とは、想定される数多くの地震の中から、敷地に対して相対的に影響が大きい地震を、検討用地震として「〇〇断層による地震」などとして選別する過程（前記図1①・8ページ）をいい、実質的な地震動評価を行う段階（同図②）の前段階に位置づけられるものである。この「地震動評価」の過程において、基本震源モデルであれば同ガイドI. 3. 3. 2に、不確かさ考慮モデルであれば同ガイドI. 3. 3. 3に基づいて、震源特性パラメータが具体的に分析・設定された上で、基準地震動が策定されることになる。

なお、経験式を用いる際にはその適用範囲を確認することに常に留意が必要であるから、地震動審査ガイド「I. 3. 3」に明文はないものの、実質的な地震動評価のパラメータ設定であるI. 3. 3. 2及びI. 3. 3. 3の場面でも、適用範囲が留意されることとなる。

- (3) この点、原告らは、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の「経験式の有するばらつき」を考慮することの意味について、地震モーメント (M_0) の設定に当たり、経験式で求めた平均値よりも大きな値を設定すべきことを求める趣旨であり、地震モーメントの算出には、「入倉・三宅式(2001)」

の約4.7倍の値が得られる「武村式」を採用すべきである^{*2}などと主張していることなどからすれば、上記の地震モーメントの値について、経験式によって求めた平均値の数倍程度の大きな値が設定されるべきであるか、あるいは、経験式的前提となるデータ中の既往最大値を想定する必要があるなどと主張するものと解される（原告ら準備書面(14)第2の4(1)・6ページ、同準備書面(18)第1の3(3)イ(ア)及び第2・5ないし9ページ、同準備書面(22)2(2)・4及び5ページ）。

しかしながら、原告らの上記主張を「検討用地震の選定」過程に当てはめると、以下に述べるとおり、地震動審査ガイドI.3.2.3(2)が「検討用地震の選定」の項目の中に「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」ことをあえて規定した意味が失われる。

すなわち、上記(2)において主張したとおり、「検討用地震の選定」とは、敷地に対して相対的に大きな影響を与えると評価される地震を複数選定する過程をいうところ、仮に、原告らが主張するように、地震モーメントの値を、経験式で得られる平均値ではなく、当該経験式の基となった地震データ中の既往最大値（例えば経験式により得られる平均値のn倍）に設定することとしたとしても、この場合、検討用地震の選定候補として比較検討の対象となる全ての断層に適用されることになるため、これらの地震規模は一律に全て

*2 既に主張したとおり、強震動予測レシピは、地震学の専門家らが吟味して取りまとめた、いわば一つのパッケージであり、そのパッケージとして機能する強震動予測レシピの一部のみを合理的な理由なく改変すべきではなく、原告らが入倉・三宅式に代えて武村式を用いるべきであるとするには、理由がない（被告第16準備書面第2の4(3)・36ないし40ページ参照）。この点については、原子力規制委員会も、パブリックコメントに対する「考え方」において、同様の見解を示している（本件各原子炉の設置変更許可処分に係るものとして乙第94号証・別紙1の6ページ右列の「考え方」、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可処分に係るものとして乙第95号証・別紙2の15及び16ページ右列の「考え方」）。

n倍となるにすぎない。つまり、以下の図2に示すとおり、地震動評価の結果も断層ごとにn倍にかさ上げされることとなり、検討用地震の選定候補となった複数の地震相互間において、その地震規模の相対的な大小関係に何ら変化は生じないこととなる。

上記の玄海原子力発電所における地震動評価を例にすれば、最も影響が大きい地震が「竹木場断層による地震」であり、その次に影響が大きい地震が「城山南断層による地震」であることに何ら変わりがなく、上記の各地震を検討用地震として選定すれば、「敷地に大きな影響を与えると予想される」検討用地震を「複数選定」すべきであるとする、設置許可基準規則の解釈別記2の5二（乙第44号証・126ページ）の要求を満たしていることになる。そして、これらを検討用地震として、基準地震動を策定し、当該発電用原子炉施設の安全機能を評価すれば、それよりも地震規模が小さい地震に係る上記の評価を包含しているといえることから、あえてこのような相対的に小さい地震について、検討用地震として選定し、重ねて基準地震動を策定する必要はない。

なお、上記の考え方からすれば、「検討用地震の選定」においては、敷地に最も影響が大きいと予想される地震一つを選定すれば足りるともいい得るが、設置許可基準規則の解釈別記2の5二（乙第44号証・126ページ）においては、より安全側に、検討用地震を「複数選定」するものとしているのである。

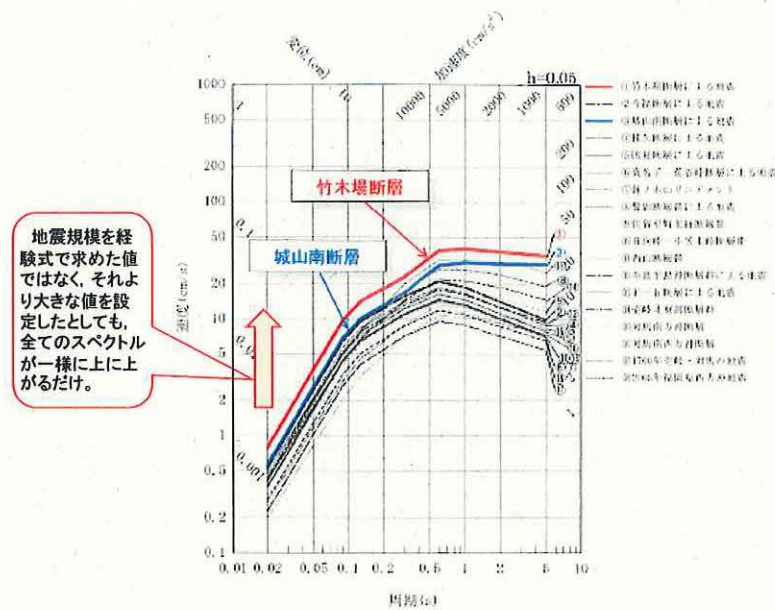


図2 玄海原子力発電所における検討用地震の選定結果の例
 (乙第93号証〔玄海原子力発電所地震について〕92ページに加筆)

このように、原告らが主張するとおり、地震モーメントの値について、当該経験式により求めた平均値ではなく、当該経験式の基となった地震データ中の既往最大値（例えば経験式により得られる平均値のn倍）に設定したとしても、検討用地震の選定候補となった複数の地震相互間において、その地震規模の相対的な大小関係に何ら変化は生じることはなく、検討用地震として選定される地震も何ら変わることはないのであるから、地震動審査ガイドが、このような無意味な規定をあえて定めたとは考え難い。

原告らの上記主張は、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)が「検討用地震の選定」の項目の中に定められていることを看過し、検討用地震を選定する上で無意味な結論を導くものというほかなく、理由がない。

2 基準地震動は、平均像としての地震ではなく保守的に策定されるものであり、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)に係る被告の主張によると平均値を超える地震が一切考慮されていないとする原告らの主張は誤りであること

(1) 基準地震動は、その策定のベースとなる基本震源モデルの策定において、

地震動審査ガイド及び地質審査ガイドにおける原子炉施設の安全性をより高めるために保守的に（安全側に）評価するとの趣旨に基づき、保守的に策定されることが予定されていることから、基準地震動もまた保守的に策定されることが予定されているといえる。

すなわち、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」については、震源特性パラメータを設定した基本震源モデルを策定して地震動評価を行うこととされており、基本震源モデルは、地震動評価の前提として策定されるものであって（前記図1②段階・8ページ）、基準地震動策定のベースとなるものであるところ、基本震源モデルについては、設置許可基準規則において、綿密な調査結果等に基づき策定されることが予定されているだけでなく（設置許可基準規則の解釈別記2の5二②〔乙第44号証・127ページ〕）、地震動審査ガイドI. 3. 2（乙第52号証・4及び5ページ）や、地質審査ガイドI. 4. 1. 2（乙第45号証・10ないし14ページ）等においても、同様の調査結果等に基づき、より保守的に策定されるべきことが求められている。例えば、地震動審査ガイドにおいては、基本震源モデルにおける震源特性パラメータが、活断層調査結果等に基づき、強震動予測レシピ等の最新の研究成果を考慮し設定されていることを確認することとされ（地震動審査ガイドI. 3. 3. 2(4)①1）〔乙第52号証・4及び5ページ〕、アスペリティ位置も敷地への影響を考慮して安全側に設定されていることを確認することとされている（同2）。また、地質審査ガイドにおいても、地震発生層は調査の不確かさを踏まえて保守的に設定されること（地質審査ガイドI. 4. 4. 1(3)〔乙第45号証・18ページ〕）や、活断層の長さの評価や活断層の連動評価に関する定めにおいても、地震規模が大きくなるように活断層の長さ等が保守的に設定されることが予定されている（地質審査ガイドI. 2. 2〔乙第45号証・5ないし7ページ〕、同ガイドI. 4. 4. 2(1)及び同〔解説〕(1)〔同号証・21及び22ページ〕等）。

そして、その上で、基準地震動の策定過程に伴う不確かさを考慮することで、基準地震動がより保守的に（安全側に）策定されることが予定されているのである（設置許可基準規則の解釈別記2の5二⑤〔乙第44号証・128ページ〕、地震動審査ガイドI. 3. 3. 3〔乙第52号証・6及び7ページ〕、地質審査ガイドI. 4. 4. 1(4)、I. 4. 4. 2(6)〔乙第45号証・18及び21ページ〕等）。

（以上につき、被告第9準備書面第1の3及び4・11ないし13ページ、同第13準備書面第2の2・14ないし17ページ、同第16準備書面第1の3(1)及び(2)・11ないし14ページ）。

(2) 例えば、地震規模（マグニチュード）を求める経験式について、その前提となる「震源断層面積 S 」は、平均的に評価された値ではなく、保守的な数値（より長い長さ、より大きい面積）が代入されることとなる。このことを、推本レシピ（乙第87号証）44ページに記載された地震動評価のフロー図を用いて説明すると、同図左上の最上流部分に位置する「震源断層形状」は、地震動審査ガイド等による基準地震動策定過程においては保守的に（大きく）評価されることになり、これに応じて、次の「震源断層面積 S 」が大きく評価されることになる。以降、この保守的な（大きな）「震源断層面積 S 」をベースに、地震動が評価されていくことになる。

このように、基準地震動は、何段階もの過程を経て保守的に策定されるものであり、過去に実際に発生した平均値を超える地震を一切考慮せずに導き出されるものではない。

(3) この点、原告らは、「経験式が有するばらつき」を考慮することに関する「被告の解釈は、経験式の前記となる地震データの平均値さえ考慮すれば原発の安全性は保たれるというもので、過去に実際に発生した平均値を超える地震についてはこれらを一切考慮しないとするものであり、こうした被告の姿勢は、福井地方裁判所平成27年4月14日決定（甲第138号証。以

下「福井地裁平成27年仮処分決定」という。)においても批判されていると主張する(原告準備書面(22)3・5及び6ページ)。

しかしながら、上記のとおり、基準地震動は、何段階もの過程を経て保守的に策定されるものであり、平均値を超える地震を一切考慮せずに導き出されるなどということではなく、地震動審査ガイドI.3.2.3(2)における被告の解釈を前提としたからといって、そのことには何ら変わりはない。また、原告らが引用する福井地裁平成27年仮処分決定は、その異議審で取り消されており(同裁判所平成27年12月24日決定)、上記異議審の決定においては、本件各原子炉施設につき、関西電力が推本レシピ等によって設定したパラメータに基づき基準地震動を策定した過程に関し、その震源断層の長さや各種の震源断層のパラメータを保守的に設定したものであり、基準地震動の策定過程の合理性を否定することはできないと判示されているところである(乙第96号証・115ないし120ページ)。

したがって、原告らの上記主張には、理由がない。

第2 設置許可基準規則55条の解釈に関する原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(21)に対する反論)

- 1 設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張は、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであり、また、かかる主張を前提としても、設置許可基準規則等を総合的にみれば、十分な放射性物質拡散抑制対策が講じられていること

(1) 原告らの主張要旨

原告らは、設置許可基準規則においては、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故等対策が講じられていることからすれば、同規則55条に係る被告の解釈は極めて限定的であり、深層防護の考え方を否定するものであるなどと主張する(原告ら準備書面(21)2(1)及び(2)・6及び7ページ)。

(2) 被告の設置許可基準規則55条の解釈は、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであり、原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであって、理由がないこと

ア しかしながら、被告が主張する設置許可基準規則55条の解釈は、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものである。

すなわち、設置許可基準規則は、「深層防護」の考え方^{*3}を踏まえ、第2章において、通常運転時の対策や事故防止対策が適切に講じられていることを要求し、第3章において、上記対策を執った上でもなお重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、原子炉格納容器の破損等を防止するといった、何重もの重大事故等対策を講じることを要求し、さらに、重大事故等防止対策に係る個別の設備等の設置や所定の性能要求をするだけでなく、これらの設備等が重大事故等発生時に有効に機能することについて評価することを要求している。

そうすると、原子炉格納容器の破損等に至り、設置許可基準規則55条が要求する設備が現実に機能する場面は、上記の有効に機能することが確認された何重もの対策等が存在するにもかかわらず、通常想定し難い何らかの事情によりこれらの対策が有効に機能せず、その結果として原子炉格納容器が破損に至るなどして環境に放射性物質が放出される場合であって、極めて限定的な場合であると考えられる。それでもなお、設置許可基準規則55条は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、上記で述べた深層防護の考え方を徹底し、対策を講じることを要求しているのである。

*3 安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方（乙第92号証・64ページ）。

イ そして、上記原子炉格納容器の破損等に至った場合、一般に、原子炉格納容器等は、放射線レベルが極めて高い環境にある。そのため、工場等外へ放射性物質が拡散する場合の放射性物質の拡散形態の一つとしては、原子炉格納容器等外に気体状の放射性物質を含んだ空気の一団（放射性ブルーム）が発生して多量の放射性物質が短時間のうちに工場等外の広範囲に拡散することが想定され、特に短時間での対処が必要であることから、設置許可基準規則55条は、あらかじめ放水設備等を設置することを要求し、これを用いて速やかに放水することで、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することを予定しているのである。

ウ 以上が被告の主張の要旨であり、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであることはいうまでもない。

（以上につき、被告第17準備書面第1の3(1)及び(2)・33及び34ページ)

(3) 設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張を前提としても、設置許可基準規則等を総合的にみれば、十分な放射性物質の拡散抑制対策が講じられていること

そして、被告第17準備書面第1の3(6)（37ないし39ページ）において詳述したとおり、設置許可基準規則は、原子炉格納容器の破損等に伴い放射性物質が工場等外へ拡散するような事態に至った場合において、同規則55条が要求する設備のみならず、同規則が設置を要求する使用可能な全ての設備を用いて、上記拡散を可能な限り抑制することを予定しており、また、溶融炉心が原子炉格納容器を破損させて地中に至るといった事態等を防止す

る対策も講じている。^{*4}

さらに、設置許可基準規則が要求するこれらの放射性物質の拡散抑制対策のみならず、技術的能力審査基準等が定めるソフト面からの対策も存する。^{*5}

したがって、設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張を前提としても、設置許可基準規則や技術的能力審査基準等を総合的にみれば、十分な放射性物質の拡散抑制対策が講じられているというべきである。

(4) 小括

以上のとおり、被告の主張は、深層防護の考え方や福島第一原子力発電所

*4 例えば、水素濃度制御設備（設置許可基準規則52条）により水素濃度を低下させることが可能となり、水素爆発を抑制することができる。また、高圧、低圧の各ポンプ（設置許可基準規則19条及び44条）によって1次冷却材配管に冷却水を注入することで、炉心の崩壊熱を除去し、炉心損傷を防止、遅延させることができる。さらに、原子炉格納容器スプレイ系（設置許可基準規則32条6項及び7項）や、格納容器スプレイ代替注水設備（同規則49条）を作動させることによって格納容器内を直接冷却でき、またスプレイ水を噴霧することによって格納容器内の空気中に浮遊する放射性物質を落下させることなどが可能である。また、噴霧されたスプレイ水が格納容器下部に流入できる場合は、蓄水することで落下した熔融炉心を冷却することができる。

本件各原子炉において講じられている格納容器破損防止対策をみても、保守的に鋼製のライナプレート（融点1400℃）がないものと仮定し、厳しい条件を重畳させた場合でも、原子炉下部キャビティ床面（厚さ35cm）のコンクリート浸食量は17センチメートルであり、有効なものであることが確認されている。また、本件各原子炉の格納容器の底部は、基礎コンクリート（鉄筋コンクリート）・鋼製のライナプレート等の重厚な構造となっており、それ自体が汚染冷却水の地中等への拡散を抑制する設備ともなっている。

（以上につき、被告第17準備書面第1の3(6)・37ないし39ページ）

*5 ソフト面に係る要求事項を策定している技術的能力審査基準においては、重大事故等対策の一つとして、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できることを要求するとともに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を構築することを要求し、かつ、中長期的な対応が必要となる場合に備えて適切な対応を検討できる体制を整備することなどを要求している（乙第59号証・2及び9ないし12ページ〔Ⅱ1.0(3)(4)、同Ⅲ1.0(3)(4)〕）。

事故の教訓を踏まえたものであり、また、設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張を前提としても、設置許可基準規則等を総合的にみれば、十分な放射性物質の拡散抑制対策が講じられているというべきである。

これに対し、原告らの上記主張は、被告の主張を正解していないばかりか、上記対策に対する総合的な視点を欠いたものであって、理由がない。

2 「セシウムボール」の大気中への拡散についてはいまだ確立した科学的知見はなく、設置許可基準規則55条がその拡散抑制対策を求めているとは解されないこと

(1) 原告らの主張要旨

原告らは、福島第一発電所事故において、水に溶けない微粒子（セシウムボール）が大気中に拡散したことが確認されているのであるから、設置許可基準規則55条は、そのような拡散抑制をも図る規定と解釈されなければならない旨主張する（原告ら準備書面(21)3(3)・10ページ）。

(2) 「セシウムボール」の大気中への拡散についてはいまだ確立した科学的知見はなく、設置許可基準規則55条がその拡散抑制対策を求めているとは解されないこと

ア しかしながら、まず、原告らが「大気中に拡散したことが確認されている」と主張する「セシウムボール」については、「セシウムボールが生まれた過程」について「(ひとつの仮説)」などとされているとおり、どのような過程を経て大気中に拡散したものは明らかではなく（甲第171号証・左図）、飽くまで研究途上のものであって、科学的に確立された知見とは認められないから、設置許可基準規則55条がその拡散抑制対策を要求しているなどと解することはできない。

したがって、原告らの上記主張には、理由がない。

イ なお、「セシウムボール」は「セシウムやケイ素などが集って微粒子に」

なったものとされており（甲第171号証・上記図，最下段・右から7ないし14行目），仮にこれが科学的にも正しい評価であったとしても，「セシウムボール」の工場等外への拡散抑制については，設置許可基準規則55条が要求する放水設備によって対応が可能である。

すなわち，設置許可基準規則55条は，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として，放水設備等（例えば放水砲等）の設置を要求しているところ，これは，空気中にある微粒子状の放射性物質が，水滴と付着し地面に湿性沈着することから，大量の水量が確保できる放水砲等により水を噴霧し，微粒子状の放射性物質に衝突して水滴に捕集させ，水滴と共に落下させることにより，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するものである。

そして，「セシウムやケイ素などが集まって微粒子に」なったものとされる「セシウムボール」についても，設置許可基準規則55条が要求する上記の放水設備により大量の水を噴霧することで，微粒子状の放射性物質に衝突して水滴に捕集させ，水滴と共に落下させることにより，工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができるものであるから，設置許可基準規則55条で要求される放水設備によって対応が可能である。

このように，設置許可基準規則55条が放水設備等の設置のみを要求するものであるという被告の主張を前提としても，「セシウムボール」の大気中への拡散抑制は可能であり，原告らの上記主張は，被告の同条の解釈に対する反論としての的を射たものではなく，このような観点からも，理由がない。

なお，原告らは，「セシウムボール」は「水に溶けずに拡散する」と主張するが（原告ら準備書面(21)3(3)・10ページ），微粒子状の放射性物質に対しては，前述のとおり水滴が微粒子に衝突することで水滴に捕集し，水滴と共に落下させる仕組みであることから，「セシウムボール」が

非水溶性の微粒子であるか否かを問わず、微粒子状の放射性物質に対しては放水によって大気中への拡散抑制が可能となる。よって、原告らの主張にはいずれにしても理由がない。

第3 原告らの求釈明に対する回答

1 原告ら準備書面(22) 4 (6及び7ページ)における求釈明に対する回答

原告ら準備書面(14)第3 (7及び8ページ)における求釈明と同旨の求釈明であり、この点については、被告第13準備書面第1の2 (6ないし8ページ)及び第3の2 (22ページ)で回答しているほか、既に詳細な主張をしている。したがって、回答の必要性を認めない。

2 原告らの2018年(平成30年)1月31日付け求釈明書における求釈明に対する回答

(1) 「宮腰ほか(2015)」表6(乙第61号証・11ページ)のうち、1948年福井地震(No. 4a)の断層幅(W)及び震源断層面積(S)並びに1945年三河地震(No. 10a)の震源断層面積(S)の各値の誤りは、単なる誤記であって、意図的なデータ操作でないことは、被告第18準備書面第2の2(2)イ(12及び13ページ)及び同第19準備書面第5(42ないし52ページ)において既に述べたとおりであり、回答の必要性を認めない。

(2) なお、原告らは、被告が「宮腰ほか(2015)」表6(乙第61号証・11ページ)の1948年福井地震(No. 4a)の断層幅(W)や断層面積(S)の各数値について、変更した根拠を示す注釈や本文中の記述がないと主張したことに対し、「宮腰ほか(2015)」表6(乙第61号証・11ページ)のうち、1948年福井地震(No. 4a)や1945年三河地震(No. 10a)における「Heterogeneous slip data(不均質すべり分布データの有無)」欄の「△」や「○」に「*2」及び「*3」の注釈が付

されていることなどを指摘する。しかしながら、これらの各注釈は、上記の欄に記載された記号（○，△，×）の意味や諸元等を示したものであって、上記各数値を変更したことを意味するものでない。^{*6}

以上

*6 例えば、1948年福井地震（No. 4a）について見ると、「Heterogeneous slip data（不均質すべり分布データの有無）」欄には「△」が記載されているが、そこに付された「*2」の注釈は、同地震の断層破壊領域の抽出に用いたデータが、引用論文の「図から最終すべり量（あるいはモーメント量）を読み取り」したデータであることを示している（乙第61号証表6欄外下）。すなわち、上記注釈は、「宮腰ほか（2015）」が、1948年福井地震の断層破壊領域の抽出・再評価に当たり、「不均質すべり分布データ」ではなく、引用論文（菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」〔乙第97号証。以下「菊地ほか（1999）」という。〕の「図」から、「モーメント量」等を読み取って震源断層を抽出したことを示している。このことは、引用論文である「菊地ほか（1999）」（乙第97号証）に示されたデータが、「すべり量」ではなく要素断層（格子）における「モーメント解放量」を図示したものであること（乙第97号証・126ページ左段3ないし6行目及びFig. 5. (c)）からも明らかである。

このように、上記の「△」の「*2」の注釈は、「宮腰ほか（2015）」による解析の基となった震源インバージョンのデータの諸元をより明確化するために付け加えた記載であって、「宮腰ほか（2015）」の著者らが、「入倉（2014）」（乙第57号証）における1948年福井地震の断層幅（W）や震源断層面積（S）の値を変更したことを意味するものでないことは明らかである。

略称語句使用一覧表

事件名 大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号
 発電所運転停止命令義務付け請求事件
 原告 134名
 被告 国
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	第4準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	第4準備書面	20	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	第15準備書面	11	
英字				
(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、 M_0 からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積 S_a へと至る実線矢印のルート	第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメント M_0 や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	第19準備書面	33	

ICRP	国際放射線防護委員会	第2準備書面	28	
Lsub	震源断層の長さ	第16準備書面	23	
PRA	確率論的リスク評価	第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	第19準備書面	43	Z86
あ				
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	13	Z4
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	答弁書	23	Z3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	19	Z20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	第1準備書面	34	
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	第1準備書面	10	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	第18準備書面	9	甲151
入倉(2014)	入倉孝次郎=宮腰研=釜江「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	第9準備書面	25	Z57
入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	第9準備書面	6	甲96
入倉氏	入倉孝次郎氏	第16準備書面	34	
う				
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
お				
大飯破碎帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合	第3準備書面	26	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	答弁書	4	

小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	第2準備書面	9	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の原子炉等規制法	第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更
改正原子炉等規制法	設置法附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
片岡ほか(2006)	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	第16準備書面	9	甲157
関西電力	関西電力株式会社	答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	第20準備書面	23	Z97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	第19準備書面	43	Z91
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	第3準備書面	5	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	8	Z46
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	第10準備書面	7	Z59
基準地震動	設置許可基準規則4条3項に規定する基準地震動	第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第5準備書面	28	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第9準備書面	11	
旧F-6破砕帯	昭和62年の本件各原子炉の設置許可申請時に推定されていたF-6破砕帯	第8準備書面	5	
九州電力	九州電力株式会社	第19準備書面	30	

旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	第1準備書面	14	
強震動予測レシピ	推本による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」	第16準備書面	10	
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	第2準備書面	4	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	第20準備書面	7	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	第3準備書面	6	乙35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	第1準備書面	5	
原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第2準備書面	18	

原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	第17準備書面	33	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	4	第3準備書面で略称を変更
こ				
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	第3準備書面	21	
し				
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第9準備書面	18	
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	第9準備書面	11	Z52
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその附属施設	答弁書	5	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第4準備書面	20	
島崎氏	島崎邦彦氏	第10準備書面	6	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波」における島崎氏の提言	第16準備書面	33	甲152
島崎発表	島崎邦彦氏の発表	第10準備書面	6	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第5準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第5準備書面	6	

重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第5準備書面	6	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	第3準備書面	19	甲56
新F-6破砕帯	大飯破砕帯有識者会合において確認された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	第8準備書面	5	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	第3準備書面	6	第4準備書面別紙参照
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第4準備書面	28	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
す				
推本	地震調査研究推進本部	第9準備書面	11	
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)(平成21年12月21日改訂)	第3準備書面	14	乙36
せ				
設置許可基準規則	実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	4	

設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	7	乙44
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	第4準備書面	5	
そ				
訴訟要件①	処分権限	答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	答弁書	5	
た				
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機, 高浜発電所3, 4号機, 大飯発電所3号機, 4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	第1準備書面	30	乙23
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	8	乙47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—」	第9準備書面	6	甲97
短周期レベル	短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	第16準備書面	8	
壇ほか(2001)	壇一男氏, 渡辺基史氏, 佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	第16準備書面	9	甲163
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	7	乙45
と				
東京電力	東京電力株式会社	第16準備書面	28	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	第4準備書面	25	
は				
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯評価について」	第8準備書面	5	乙49
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第4準備書面	6	
ひ				
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	第3準備書面	32	乙39
ふ				

福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	第20準備書面	15	甲138
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	第1準備書面	18	乙19
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第4準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第4準備書面	29	
ほ				
本件各原子炉	大飯発電所3号炉及び4号炉	答弁書	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその付属施設	答弁書	4	
本件各設置変更許可申請	関西電力が平成25年7月8日付けでした本件各原子炉についての設置変更許可申請	第8準備書面	9	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	第2準備書面	6	
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会による平成29年5月24日付け本件各原子炉施設の設置変更許可処分	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討」	第16準備書面	24	乙61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(乙61)の表6の一部についての正誤表	第18準備書面	12	乙85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	第3準備書面	8	
ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委員会決定)	第17準備書面	27	乙80
ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	第7準備書面	19	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第5準備書面	5	